

第 7 号議案

府中市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

保証人制度の廃止等に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市営住宅条例の一部を改正する条例

府中市営住宅条例（平成9年12月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「附帯施設」の次に「で、法の規定による国の補助に係るもの」を加える。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「の入居」の次に「の決定」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「市営住宅の」の次に「入居を許可し、及び」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第37条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第46条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

別表府中市営第二の二本町住宅の項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定及び別表府中市営第二の二本町住宅の項を削る改正規定並びに付則第3項から第5項まで及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、令和2年4月1日以後に同条第4項の規定による許可を受ける者の入居手続について適用する。
- 3 保証人を確保している入居者（家賃を滞納している者を除く。）で、保証人の確保の終了に係る申出をしたものについては、当該申出をした日の属する月の翌月以後の保証人の確保を必要としないこととする。
- 4 前項に規定する申出をした入居者の保証人で、保証の終了に係る申出をしたものについては、当該保証の終了に係る申出をした日の属する月の翌月以後に生じる当該入居者の債務を負担しないこととする。

- 5 前2項に規定する申出について必要な事項は、市長が定める。
- 6 この条例による改正後の第37条第3項の規定は、令和2年4月1日以後に到来する支払期に係る利息について適用し、同日前に到来する支払期に係る利息については、なお従前の例による。

(府中市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 7 府中市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

2	府中市営住宅条例(平成9年12月府中市条例第15号)による市営住宅(同条例第3条第1号に規定する市営住宅のうち、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の31の項第4欄に規定する情報
3	府中市高齢者住宅条例(平成9年3月府中市条例第4号)による高齢者住宅(同条例第3条第1号に規定する高齢者住宅のうち、公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	

」

を

「

2	府中市高齢者住宅条例(平成9年3月府中市条例第4号)による高齢者住宅(同条例第3条第1号に規定する高齢者住宅のうち、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の31の項第4欄に規定する情報
---	--	----------------------

」

に改め、同表中4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。